

12月4日から10日までは人権週間です

「誰か」のことじゃない。



1948(昭和23)年、12月10日に国際連合第3回総会で、全ての人と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されたっちゃ。世界人権宣言は、基本的人権の尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものっちゃ。この宣言は、世界各国の憲法や法律に取り入れられ、世界各国に強い影響を及ぼしてっちゃ。採択日である12月10日は「人権デー」とされ、世界中で人権擁護活動を進めるための行事が行われてっちゃ。

日本では、1949(昭和24)年から毎年、人権デーを最終日とする1週間(12月4日〜10日)を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を行い、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権意識の高揚に努めています。

人権とは、私たち一人一人が生まれながらにして持っている、幸せに生きるための権利です。しかし、いじめや体罰・虐待など、子どもが被害者となる事案が後を絶ちません。また、インターネット上での誹謗中傷^{ひぼうちゆうしよう}や差別を助長するような情報の発信、感染症や障がいなどを理由とする偏見や差別、ハンセン病問題などさまざまな人権問題が依然として存在しています。

これらの問題は決して、自分以外の「誰かのこと」「自分には関係のないこと」ではありません。これらの問題を解決し、誰もが人間らしく幸せに暮らしていける社会を目指すためには、私たち一人一人がさまざまな人権問題を、「誰か」の問題ではなく自分の問題として捉え、人権尊重の重要性をあらためて認識し、人権に配慮して行動することが大切です。人権週間は、家庭、職場、学校など多くの場面で、家族や友だち、みんなで人権を考える1週間です。芦屋町でも人権まつりや街頭啓発、パネル展示を行います。この機会に人権に触れ、思いやりの心を大切にすることが大切さを知り、相手の気持ちを考えることの大切さを知り、人権への配慮である地域づくり^{まちづくり}を目指していきましょう。



芦屋町人権・同和教育研究協議会
 ▷問い合わせ 社会教育係 (☎223-3546)

ジェンダー平等の社会を目指して

芦屋中学校2年 松尾 環奈

「ピンクがいい！」

この言葉を聞いて、想像するのはどんな声でしょうか。たいていの人が女の子を想像するでしょう。これはあるCMに出てくる言葉です。そのCMの最後には、このような言葉が出てきます。「聞こえてきたのは男性の声ですか？女性の声ですか？」

私たちは無意識のうちに性差や男女の役割りについて、固定的な思い込みや偏見を持ってしまいがちです。ピンクが好きな男性がいたっていいと思います。でももしピンクのランドセルを背負った小学生の男の子がいたら、正直違和感を感じてしまうかもしれません。このような固定的な思い込みや偏見を、どのようになくしていけばよいのでしょうか。

SDGs 5番目の目標に、「ジェンダー平等を実現しよう」とあります。「ジェンダー」とは生物学的な性差とは異なり、社会的・文化的な性差を指します。つまり男性はこうあるべきだ、女性はこうあるべきだというように、私たちにすり込まれている社会的なイメージや役割り分担により発生するものです。

世界では、ジェンダー平等に対してどのような取り組みが行われているのでしょうか。政治や経済分野での女性の活躍を促進するための取り組みとして有名なのが、議員や企業の役員などの一定の割合を女性にするクォータ制です。またクォータ制とは反対に男性の育児参画を促すため、父親に一定の育児休暇を取得するように割り当てるパパ・クォータ制もあります。

では、日本では、どのような取り組みが行われているのでしょうか。政府は「2030年までに可能な限り早急に指導的地位に女性が占める割合を30パーセントにする」という目標を掲げています。しかし、この数値目標はもともと2020年に達成する予定だったところを目標の半分にも及ばなかったため、達成を10年先送りにしたそうです。今の日本の指導的地位に年配の男性が多いところをみれば、目標の実現はかなり難しいのではないかと思います。

そこで、ジェンダー平等実現のために、私たち個人にできることはなんですか。まず、家事や育児などの身近なことに關して私たちが抱いてしまっている、ジェンダーに関する無意識の偏見について考えることも、ジェンダー平等への第一歩です。そして、一番大切なことは私たちがジェンダーという枠にとらわれることなく、一人一人の「個」を尊重することです。男性だから女性だからという先入観をなくし、ジェンダーに関係なくそれぞれの個性を大事にすることが、ジェンダー平等の実現への第一歩だと思います。

※この記事は、町内の小中学生が「人権」をテーマに作成した作文で、提出された作文の中から芦屋町人権・同和教育研究協議会が選考したものを掲載しています。

人権週間の行事

■人権啓発パネルの展示

▷とき 12月4日(月)～8日(金)

▷ところ 役場1階ロビー

■第25回芦屋町人権まつり

▷とき 12月9日(土)・午前10時30分～午後3時

▷ところ 町民会館

▷内容

●人権講演会

【テーマ】 高齢者の人権

【講師】 矢野大和さん (鷹鳥屋神社宮司、おおいた観光特使)

【演題】 笑って元気～必要とされる喜び～



●青少年の主張大会

芦屋町の小中学生が学校・家庭・地域などの関わりの中で、日頃考えていることや、感じていることを発表します。

●ふれあいイベント

各種団体によるバザーや催物、人権啓発パネル、小中学生の人権作品などを展示します。

※詳しくは、広報あしや12月号に折り込んであるチラシをご覧ください。

▷問い合わせ 社会教育係

(☎223-3546)